

令和8年1月8日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会  
(公印省略)

「子ども虐待対応の手引き」の全部改正について

時下 ますますご清祥のことと、お喜び申し上げます。

「子ども虐待対応の手引き」の一部改正については、令和6年4月30日付日医にて、貴会宛にご連絡申し上げます。

今般、「子ども虐待対応の手引き」の全部改正について、こども家庭庁支援局虐待防止対策課より自治体へ周知がなされたため、日本医師会から本会に対し、情報提供がありました。

今回の改正は関連する各種指針・ガイドラインの改定・策定等を踏まえています。そのうえで、子ども虐待の対応にあたり、各関係機関が共通して把握しておくべき対応の原則や基本的な考え方及び通知に加え、ガイドライン等で示した特別に留意が必要な事例への対応を整理した資料として、本手引きは位置づけられています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、児童虐待防止対策の推進が図られるよう、貴会所属の会員医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(参考)

こども家庭庁：児童虐待にかかる法令・指針等一覧「こども虐待対応の手引き」

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidouguyakutai/hourei-tsuuchi/>

【担当】

大阪府医師会

健診事業課 (TEL:06-6763-7568)